

第2回公共交通基本条例部会

日時：平成24年8月23日（木）14：00～

場所：熊本市役所 4階モニター室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 部会長挨拶
- 3 議事及び報告
 - (1) (仮称) 熊本市公共交通基本条例骨子（案）及び基本施策について
(資料1、2、3、4、参考資料1、2)
 - (2) 条例制定までのスケジュール（資料5）
 - (3) その他
- 4 閉会

配布資料

配席図

資料1：(仮称) 熊本市公共交通基本条例骨子（案）

資料2：移動権に関する取り扱いについて

資料3：公共交通空白地域及び不便地域等の定義について

資料4：公共交通基本条例と今後の施策展開について

資料5：条例制定までのスケジュール

参考資料1：コミュニティ交通導入について（素案）【概要版】

参考資料2：(仮称) 熊本市公共交通基本条例（案）

■（仮称）熊本市公共交通基本条例の骨子（案）

1 前文（基本理念）

公共交通の現状、必要性、方向性について明文化

- ① 公共交通は、市民の日常生活における重要な移動手段であり、地域社会の形成を支えるだけでなく、地域経済を発展させるなど豊かな社会の実現のために不可欠である。
- ② 近年、個人の生活様式の多様化と集客施設の郊外化が進み、自動車への依存が高まってきたことにより、公共交通の利用者は年々減少している。その結果、公共交通事業者の経営悪化を招き、公共交通の路線廃止や減便といったサービスの縮小が行なわれ、さらに公共交通利用者が減少するという悪循環に陥っている。
- ③ 一方で、少子高齢化の進展や移動手段を持たない高齢者の増加、環境負荷低減に向けた意識の高まり等により、公共交通の重要性はますます高まっている。
- ④ 熊本市は、市、市民、事業者の参画と協働のもと、時代の潮流を踏まえて、公共交通を基軸とした多核連携のまちづくりを推進し、自動車から公共交通への転換を進めるとともに、「市民の日常生活における最低限度の移動する権利を有する」との理念を尊重し、公共交通の維持及び充実を図る。

2 総則

(1) 目的

公共交通の維持及び充実並びに利用促進に関する基本的な施策を定め、これを総合的に推進することにより、利便性の高い公共交通の確立を図り、公共交通により円滑に移動することが可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 定義

条例において使用する用語の定義を規定

- ① 市民：本市の区域内に住所を有する者及び本市の区域内に通勤し、又は通学する者
- ② 事業者：本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体
- ③ 公共交通事業者：②のうち次のいずれかに該当するもの
 - ア 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者
 - イ 道路運送法第 3 条第 1 項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者
 - ウ 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業者

エ 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道事業者

- ④ 参画：施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること
- ⑤ 協働：同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力すること
- ⑥ 公共交通空白地域：バス停及び電停並びに鉄道駅から半径 1,000 メートル以上離れた地域
- ⑦ 公共交通不便地域：バス停及び電停並びに鉄道駅から半径 500 メートル以上 1,000 メートル未満の地域
- ⑧ 公共交通準不便地域：⑥及び⑦に該当しない地域であって、地形や地域特性など特段の理由により公共交通不便地域に準ずると市長が認めた地域

(3) 責務

公共交通の維持及び充実並びに利用促進に関し、市、市民、公共交通事業者の責務を規定

【市の責務】

- ① 総合的かつ計画的な施策を策定し、実施すること
- ② 施策を実施するにあたり、市民、公共交通事業者、その他関係機関の理解と協力を得るよう努めること
- ③ 公共交通に関する市民意識の啓発に努めること

【市民の責務】

- ① 公共交通に理解と関心を深め、本市が実施する施策に協力するよう努めること
- ② 日常生活において、できる限り公共交通を利用すること

【事業者の責務】

- ① 公共交通に理解と関心を深め、本市が実施する施策に協力するよう努めること
- ② 事業活動を行うにあたり、できる限り公共交通の利用に努めること

【公共交通事業者の責務】

- ① 公共交通事業者としての社会的な役割を自覚し、本市における公共交通の利便性向上に努めるとともに、本市が実施する施策に協力するよう努めること
- ② 公共交通の利便性向上のため、公共交通に関する情報を、市及び市民に対して積極的に提供するよう努めること

3 基本的な施策

(1) 公共交通ネットワークの構築

公共交通事業者その他関係機関と協力し、中心市街地と地域拠点を結ぶ基幹公共交通の機能強化、及びわかりやすく効率的なバス路線網の構築に努める。

(2) 公共交通の利用促進

- ① 公共交通事業者その他関係機関と協力しながら、公共交通機関相互の連携機能の強化や、自動車及び自転車等との乗継機能の強化に努める。
- ② 自動車から公共交通機関への転換を促進するため、公共交通の走行環境や利用環境の改善など、利便性の向上に努める。
- ③ 事業者が行う利用促進に向けた取り組みに対し、積極的に協力する。

(3) 公共交通空白地域及び公共交通不便地域等への対応

- ① 公共交通空白地域において、公共交通による移動を確保するため、当該地域その他関係機関と協働して、コミュニティ交通の構築に努める。
- ② 公共交通不便地域及び公共交通準不便地域において、当該地域が主体的に行う交通手段確保に向けた取り組みに対し、積極的に支援する。

(4) 参画と協働

市民による提案等について規定

- ① 市民は、公共交通の維持及び充実に関する提案を、市に対して行うことができる。
- ② 市は、示された提案について総合的に検討し、適切に施策に反映させるとともに、実現に向け協働して推進するよう努める。

4 支援等

(1) 国等への要請

公共交通の維持及び充実に必要があると認めるときは、国、県その他関係団体に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(2) 援助

公共交通の維持及び充実に必要があると認めるときは、技術的及び財政的支援に努めるものとする。

(3) 協議会の設置

利便性の高い公共交通を実現するため諸課題や施策について協議する、熊本市公共交通協議会を設置する。

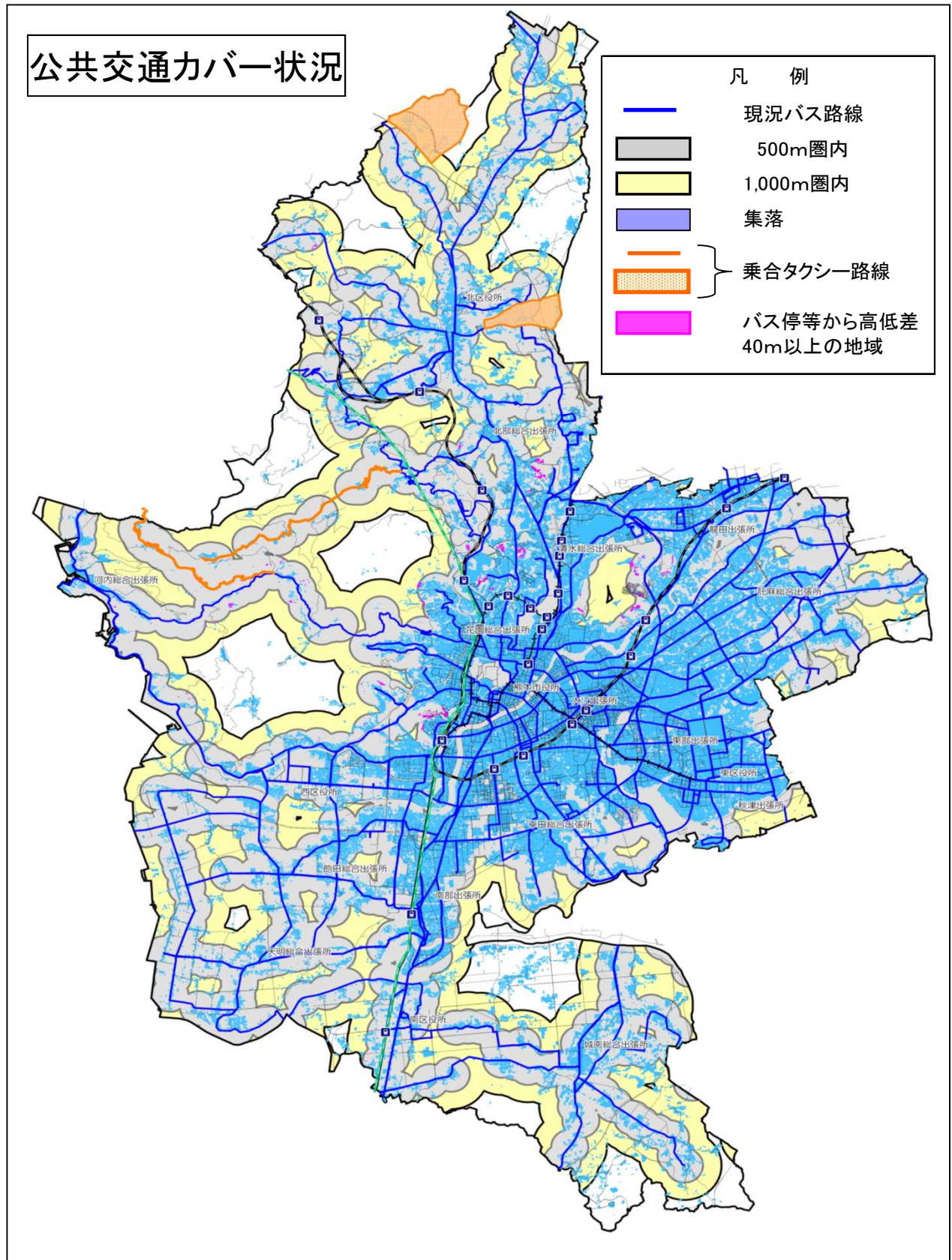
※内容や文言については、今後、市民意見の反映や法的用語の精査、他の条例（自治基本条例等）と整合等を図りながら調製していく。

移動権に関する取り扱いについて

	権利に関する表現
熊本市公共交通基本条例骨子	【前文】 「市民の日常生活を営む上で最低限度の移動する権利を有する」との理念を 尊重 し、公共交通の維持及び充実を図る
(福岡市) 公共交通空白地域及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例	【前文、第1条】 全ての市民に健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動を 保障
交通基本法(案)	【平成22年6月 交通基本法の制定と関連施策の充実に向けて－中間整理－】 健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動権を 保障 ↓ 【平成23年3月8日国会提出 第2条】 国民等の交通に対する基本的な 需要の充足
(参考) 熊本市環境基本条例	【前文】 すべての市民が良好な環境を享受すべき権利を有するとの理念を 確認

公共交通空白地域・不便地域等について

区 分	定 義		対 応
①公共交通空白地域	バス停及び電停並びに 鉄道駅から半径1,000m 以上離れた地域	対象人口：6,000人 対象面積：43.8km ²	行政が主体と なって、地域と 協働してコミュ ニティ交通を導入
②公共交通不便地域	バス停及び電停並びに 鉄道駅から半径500m 以上1,000m未満の地域	対象人口：35,000人 対象面積：87.3km ²	
③公共交通準不便地域	①②に該当しない地域で あって、地形や地域特性 など特段の理由により公 共交通不便地域に準ず ると市長が認めた地域 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;">※自治会など地域 で取りまとめた要望 に対して対応</div>	【例示】 ・バス停・鉄道駅との高 低差がある ・高齢者の割合が高い ・公共交通の利用時間 が限られている 他にも様々な要因が考 えられる	地域主体のコ ミュニティ交通 導入へ行政が 支援



公共交通基本条例と今後の施策展開について

条例の基本施策

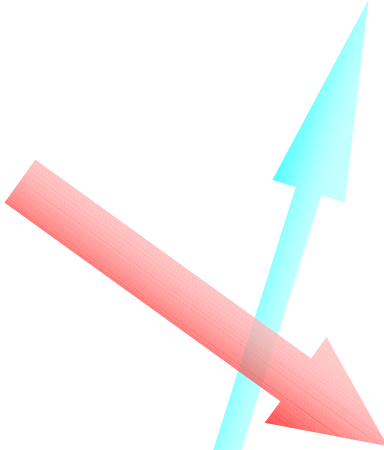
今後の具体的施策

○公共交通ネットワークの構築
 市は、公共交通事業者その他関係機関と協力しながら、中心市街地と地域拠点を結ぶ基幹公共交通の機能強化、及びわかりやすく効率的なバス路線網の構築に努める。

○公共交通の利用促進
 (1) 市は、公共交通の利用を促進するため、公共交通事業者その他関係機関と協力しながら、公共交通機関相互の連携機能の強化や、自動車及び自転車等との乗継機能の強化に努める。
 (2) 市は、自動車から公共交通機関への転換を促進するため、公共交通の走行環境や利用環境の改善など、利便性の向上に努める。
 (3) 市は、事業者が行う利用促進に向けた取り組みに対し、積極的に協力する。

○公共交通空白地域及び不便地域等への対応
 (1) 市は、公共交通空白地域において、公共交通による移動を確保するため、当該地域その他関係機関と協働して、コミュニティ交通の構築に努める。
 (2) 市は、公共交通不便地域及び公共交通準不便地域において、当該地域が主体的に行う交通手段確保に向けた取り組みに対し、積極的に支援する。

○市民による提案等
 (1) 市民は、公共交通の維持及び充実に関する提案を、市に対して行うことができる。
 (2) 市は、示された提案について総合的に検討し、適切に施策に反映するとともに、実現に向け協働して推進するよう努める。



○基幹公共交通の強化
 ・JR新駅の設置(熊本駅ー川尻駅間) 【調整・協議中】
 ・結節機能強化(熊本駅バスターミナル整備) 【平成30～32年度整備完了予定】
 ・交通センターバスターミナル整備 【平成30～32年度整備完了予定】
 ・定時性の確保(幹線にバス優先レーン導入検討※) } 【バス路線網再編と同時進行】
 ・高速大量輸送への転換(連節バス導入)

○バス路線網の構築
 ・ゾーンバスシステムの実現に向けた社会実験 } 【平成30～32年度目標】
 ・都市バス路線及び競合路線の整理・統合
 ・バス事業者1社による一元的な運行管理体制の確立など

○公共交通機関相互の連携機能強化
 ・乗換地点の改善(バス停等の改善)
 ・乗継割引の強化

○自動車及び自転車との乗換機能強化
 ・パーク&ライド、サイクル&ライドの整備

○公共交通の走行環境や利用環境の改善
 ・バス優先レーン導入検討※ } 【バス路線網再編と同時進行】
 ・バスロケーションシステムの導入
 ・時刻表・路線図の統一 【今年度一部導入予定】
 ・ICカード導入 【導入に向けて協議中】

○公共交通事業者による利用促進策への協力
 ・公共交通利用キャンペーン } 【実施中】
 ・公共交通利用の啓発(小学校でのバス体験乗車など)
 ・公共交通事業者以外が行う利用促進策

○公共交通空白地域への施策
 ・コミュニティ交通の導入(デマンドタクシー) } 【平成25年度】

○公共交通不便地域等への施策
 ・地域主体のコミュニティ交通の導入への支援(形態は地域が決定)

